平成２６年（フ）第２５号
岩手県花巻市桜町１丁目92番地５、旧住所岩手県花巻市南川原町62番地
債務者　晴山　広士
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第２４０号
埼玉県朝霞市宮戸２丁目１番39号　道合コーポ101号室、旧住所埼玉県朝霞市膝折町２丁目９番２―1101号
債務者　松浦　直樹
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４３号
鹿児島県鹿児島市和田１丁目13番６号　セジュールアゼリア102号
債務者　古川由美子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６５号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目65番17―110号
債務者　川路　裕也
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１１号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南羽沢21番地１ガーデンベルＢ棟201号室、旧住所岩手県北上市村崎野19地割199番地　ウインドミル１号棟105号
債務者　三浦　悠紀
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第１７号
岩手県奥州市水沢区東上野町11番７号、前住所岩手県奥州市水沢区袋町５番５号
債務者　伊藤ミツ子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第１８号
岩手県奥州市水沢区東上野町11番７号、前住所岩手県奥州市水沢区袋町５番５号
債務者　伊藤　敏光
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第１９号
岩手県奥州市水沢区字大畑小路22番地18、前住所東京都国分寺市東元町１丁目24番３号コーポ榎本103
債務者　八重樫　徹
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第２０号
岩手県奥州市水沢区字川端97番地２　川端住宅６号棟２―１号
債務者　照井マリ子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第２１号
岩手県奥州市水沢区姉体町字沖５番地
債務者　菊地　吉則
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第８０号
平成25年10月30日までの住所岩手県遠野市松崎町白岩23地割80番地48　八幡市営住宅６―１号、現在の住所岩手県以下秘匿
債務者　小笠原菊美（昭和60年８月27日生）
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１０２号
神奈川県南足柄市飯沢168番地
債務者　土田美美子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２３号
静岡県富士市厚原1391番地　プレミール杉山103号、前住所静岡県富士市入山瀬463番地の３
債務者　梅原　正夫
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２４号
静岡県富士市厚原1391番地　プレミール杉山103号、前住所静岡県富士市入山瀬463番地の３
債務者　梅原　敏枝
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第７０号
愛知県江南市前飛保町藤町154番地
債務者　登坂　　均
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１９号
熊本県玉名市伊倉北方2266番地３　一本松団地25棟１号
債務者　嶋本　兼也
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
熊本地方裁判所玉名支部